

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	明石市 幼稚園・保育所等の施設における保育の実施等及び子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は幼稚園・保育所等の施設における保育の実施等及び子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和6年8月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	幼稚園・保育所等の施設における保育の実施等及び子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、幼稚園・保育所等の施設利用に係る以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 1. 申請児童の世帯情報を参照し、支給認定証の申請受付、発行 2. 世帯者の税情報を参照し、保育料の決定、通知 3. 保育料の収納や滞納等の管理
③システムの名称	総合福祉端末(MISALIO)、共通基盤システム、共通宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータルぴったりサービス、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
入所申込者、利用者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表の第9, 127項、別表の主務省令第8, 68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報提供 なし(情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) ・情報照会 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条第17項,20項,155項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども局 こども育成室 利用担当
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市 政策局 市民相談室 行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5003
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市 こども局 こども育成室 利用担当 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5093

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の第8.94項、別表第一の主務省令第8条	番号法第9条第1項別表第一の第8.94項、別表第一の主務省令第8条、68条	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報照会 番号法第19条第7号別表第二の第13.16.116項、別表第二の主務省令第12条 ②法令上の根拠	・情報照会 番号法第19条第7号別表第二の第13.16.116項、別表第二の主務省令第10条の3.12条、59条の2	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども未来部 こども育成室 利用担当	福祉局 こども育成室 利用担当	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	明石市政策部市民相談室行政情報センター	明石市 政策局 市民相談室 行政情報センター	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	明石市こども未来部こども育成室利用担当	明石市 福祉局 こども育成室 利用担当	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	明石市 福祉局 こども育成室 利用担当	明石市 こども局 こども育成室 利用担当	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	鈴木健一	担当課長	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	明石市 福祉局 こども育成室 利用担当 〒673-8686 明石市中央1丁目5番1号 Tel. 078-918-5093	明石市 こども局 こども育成室 利用担当 〒673-8686 明石市中央1丁目5番1号 Tel. 078-918-5093	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	提供・移転しない	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の情報入リスク	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供へのリスク	(新規)	接続しない	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 8. 監査	(新規)	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	
令和3年11月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合福祉端末(MISALIO)、共通連携システム、共通宛名システム、統合宛名システム、中間サーバー	総合福祉端末(MISALIO)、共通基盤システム、共通宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年11月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報提供 なし(情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) ・情報照会 番号法第19条第7号別表第二の第13.16.116項、別表第二の主務省令第10条の3.12条、59条の2	・情報提供 なし(情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) ・情報照会 番号法第19条第7号別表第二の第13項、16項、116項、別表第二の主務省令第10条の3.12条、59条の2の2	事後	
令和3年11月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	担当課長	課長	事後	
令和3年11月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日時点	令和3年6月22日時点	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年11月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日時点	令和3年6月22日時点	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和5年2月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合福祉端末(MISALIO)、共通基盤システム、共通宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	総合福祉端末(MISALIO)、共通基盤システム、共通宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータルびたりサービス、申請管理システム	事前	
令和5年2月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報提供 なし(情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) ・情報照会 番号法第19条第7号別表第二の第13項、16項、116項、別表第二の主務省令第10条の3.12条、59条の2の2	・情報提供 なし(情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) ・情報照会 番号法第19条第8号別表第二の第13項、16項、116項、121項、別表第二の主務省令第10条の3.12条、59条の2の2、59条の4	事後	
令和5年10月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報提供 なし(情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) ・情報照会 番号法第19条第8号別表第二の第13項、16項、116項、121項、別表第二の主務省令第10条の3.12条、59条の2の2、59条の4	・情報提供 なし(情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) ・情報照会 番号法第19条第8号別表第二の第13項、16項、116項、別表第二の主務省令第10条の3.12条、59条の2の2	事後	
令和6年6月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の第8.94項、別表第一の主務省令第8.68条	番号法第9条第1項別表の第9.127項、別表の主務省令第8.68条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年6月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報提供 なし(情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) ・情報照会 番号法第19条第9号別表第二の第13項、16項、116項、別表第二の主務省令第10条の3.12条、59条の2の2	・情報提供 なし(情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) ・情報照会 番号法第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条第17項、20項、155項	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)